

# 平成 29 年度指定障がい児支援事業者説明会（集団指導）

## 集団指導 資料

### 配布資料

- （1）平成 30 年度以降の国保連支払審査について
- （2）福岡市の指定障がい児通所支援等事業者等指導監査について
- （3）実地指導における主な指摘事項について
- （4）平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
- （5）障害福祉サービス事業者等の情報公表制度について



平成 29 年度指定障がい児支援事業者説明会（集団指導）資料

平成 30 年度以降の国保連支払審査について

～平成 30 年度からの円滑な請求に向けた対応について～

平成 30 年 3 月 27 日(火)



平成 30 年 4 月に改正後の障害者総合支援法、児童福祉法等が施行されます。

平成 30 年 4 月以降、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務について変更される点があります。

以下に、主な変更点を記載します。

(1) 判定レベル(給付費の支払対象になるかのレベル)の見直しについて

①現在、事業所からの請求情報を国保連合会で受付と点検を行い、市町村で審査を行った結果、給付費の支払対象になるかのレベルとして、「エラー」「警告」「正常」の3つを判定し、「エラー」「警告」については、国保連合会より毎月月末に送付の「返戻等一覧表」または「点検処理結果票」でお知らせしています。(表1)

(表1)

判定レベル	事業所への支払対象	連合会より月末に送付の 記載対象帳票
エラー	×	返戻等一覧表
警告	△※	点検処理結果票
正常	○	—

※国保連の点検では、支払対象となっているが、市町村審査で返戻する場合がある。

②平成 30 年 5 月請求分(平成 30 年 4 月サービス提供分)からの判定レベルは、「エラー」「警告(重度)」「警告」「正常」の4つとなり、現在の「警告」が「警告(重度)」と「警告」に細分化されます。

さらに、細分化された「警告」は、一部を平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より「エラー」に移行する予定です。

なお、国保連合会で行う事務名称が「事務点検」から「一次審査」へ変更されることにより、「点検処理結果票」の名称も「一次審査処理結果票」へ変更されます。  
(表2)

(表2)

判定レベル		事業所への支払対象	連合会より月末に送付の 記載対象帳票	備考
エラー		×	返戻等一覧表	
警告	平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より「エラー」に移行する「警告」	△※(ただし、平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より×)	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の 1 文字目に「★」を表示	新規追加
	上記以外の警告	△※	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の 1 文字目に「※」を表示	
警告(重度)		△※	一次審査処理結果票のエラー内容記載欄の 1 文字目に「▲」を表示	新規追加
正常		○	—	

※国保連の点検では、支払対象となっているが、市町村審査で返戻する場合がある。

③ 「警告」から「エラー」に移行する分(★)については、**市町村審査で支払い可否を決定していたものが、国保連合会で支払対象外になります。**  
 ただし、平成 30 年度以降、段階的に移行するものとされています。

平成 30 年 5 月請求分(平成 30 年 4 月サービス提供分)～平成 30 年 10 月請求分(平成 30 年 9 月サービス提供分)については、事業所への周知期間(★は**従来の警告と同じ**)とし、平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より「エラー」(**自動的に支払対象外**)となる予定です。(表3)

また、平成 31 年度も周知期間(平成 31 年 5 月請求分(平成 31 年 4 月サービス提供分)～平成 31 年 10 月請求分(平成 31 年 9 月サービス提供分))(★は**従来の警告と同じ**)を設け、平成 31 年 11 月請求分(平成 31 年 10 月サービス提供分)より「エラー」(**自動的に支払対象外**)となる予定です。(表3)

(表3)

時期	対応内容	2018年度		2019年度	
		上期	下期	上期	下期
第一段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加	①			
	警告からエラーに移行	事業所への周知 警告(★)		エラー	
第二段階	チェック要件等の見直し 警告区分の追加 新たなチェックの追加		②		③
	警告からエラーに移行	警告(※)		事業所への周知 警告(★) エラー	

※:警告  
★:警告(エラー移行対象)

①平成 30 年 5 月請求分  
 (平成 30 年 4 月サービス提供分)より(予定)

②平成 30 年 11 月請求分  
 (平成 30 年 10 月サービス提供分)より(予定)

③平成 31 年 11 月請求分  
 (平成 31 年 10 月サービス提供分)より(予定)





(図1)(変更後)

(ID:R11002)  
障害者総合支援

**一次審査処理結果票**  
平成29年12月受付分

到達番号 201712100000000000 入力ファイル名 20171210000.csv  
事業所番号 131000011 事業所名 事業所A 障害福祉サービス費 エラー・警告件数 2件

種別※1/コード	市町村番号	情報1/サービス種類※3/レポート	エラー内容※2	項目名称1	項目値1	補足1
サービス提供年月	受給者証番号	情報2/サービス種類※3/レポート		項目名称2	項目値2	補足2
明 PP04	131016	請求明細書	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	決定サービスコード	221000	生活介護基本決定
平成29年11月	1300000200					
明 PP14	131016	請求明細書	※支給量：請求明細書のサービス提供量(利用日数)が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています	決定サービスコード	221000	生活介護基本決定
平成29年11月	1300000200					

※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※2 エラー内容欄(先頭1行)「※:警告」、「▲:警告(重度)」、「★:警告(エラー移行対象)」、「記号無し:エラー」

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

**エラーに関する出力項目の追加**

・エラーや警告が発生している原因を特定しやすくするため、エラーに関する出力項目の情報を1行追加します。

**帳票タイトルの変更**

・帳票タイトルを変更します。  
変更前: 点検処理結果票  
変更後: 一次審査処理結果票

**エラー内容欄(先頭1行)でレベルを判別**

「※:警告」 「▲:警告(重度)」 「★:警告(エラー移行対象)」

**補足の追加**

・エラーや警告が発生している原因を特定しやすくするため、補足1,2を追加します。

**凡例等内容の変更**

・欄外に記載している凡例等の内容を変更します。



(図2)(変更後)

(ID:R11403) 障害者総合支援	<b>返 戻 等 一 覧 表</b>				平成30年 7月 2日 1頁 〇〇〇国民健康保険団体連合会			
		平成30年 6月受付分						
事業所番号	1310000012	障害福祉サービス費						
事業所名	事業所B							
エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別※1	サービス種類※2	単位数
PT85	131016	千代田区	1300000100	ジェンキョウ	平成30年 4月	サ	07	
実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席(欠席時対応加算)」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません								
<b>エラーメッセージの変更</b>								
・エラーコードによっては、エラーや警告が発生している原因を特定しやすくするためエラーメッセージの変更等を行います。								
<b>凡例等内容の変更</b>								
・欄外に記載している凡例等の内容を変更します。								
※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票								
※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。								

(2)簡易入力システム(請求情報を作成するための国保中央会より提供されているシステム)について

簡易入力システムについても、請求時における点検項目の追加等が予定されています。(平成30年4月リリース予定)

変更点については、今までのバージョンアップと同様、国保中央会より電子請求受付システム(<http://www.e-seikyuu.jp>)において、お知らせがあります。

利用者負担上限額管理結果票や契約内容情報等において、点検項目の追加等が行われる予定ですので、基本情報設定の受給者情報の入力については、今まで以上に受給者証に記載の内容を確認の上、入力ください。

なお、平成30年10月以降リリース予定ではありますが、同一世帯に障害児が複数おり、同一の保護者が支給決定を受けている場合についても、上限額管理結果票の入力ができるようになる予定です。当該お知らせ(平成30年10月以降)において、追加項目(「受給者証番号」、「氏名カナ」の項目を追加)箇所をご確認ください。

操作方法につきまして、不明な点がある場合は下記連絡先にご確認ください。

**【障害者総合支援 電子請求ヘルプデスク】**

TEL:0570-059-403

FAX:0570-059-433

(受付時間 10:00~17:00)

### (3)平成 30 年度以降の請求にあたっての留意事項

周知期間(平成 30 年度は平成 30 年 5 月請求分(平成 30 年 4 月サービス提供分)～平成 30 年 10 月請求分(平成 30 年 9 月サービス提供分))中のできるだけ早期に、★:警告(エラー移行対象)が発生している原因を特定してください。★が発生したまま請求を続けると、平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)より支払対象外となります。

また、▲警告(重度)についても、平成 31 年度以降段階的にエラーへ移行する可能性があるため、「警告(重度)」(▲)の原因も特定し、今後の請求が円滑にできるようにしてください。

今後、仮に請求情報が誤っていた場合は、エラー(返戻)になる確率が高くなります。早期の届出や疑義照会を行なってください。

なお、平成 30 年度からの連合会や市町村における審査支払業務の見直し内容や平成 30 年 11 月請求分(平成 30 年 10 月サービス提供分)よりエラーへ移行するエラーコード(★)の一覧等は、平成 30 年 3 月下旬以降に厚生労働省のホームページに掲載予定となっております。

また、事業所において請求情報を正しく作成するためのポイントをまとめたパンフレットを国保中央会が電子請求受付システム(<http://www.e-seikyuu.jp>)等で平成 30 年 3 月下旬以降に公開する予定です。

#### <事業所向けパンフレットの構成(案)>

No	事項	内容
1	受給者証の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・月次での受給者証の確認(記載内容が更新・変更されている場合がある)</li><li>・受給者証番号の確認 (18 歳到達により受給者証が変更されているにもかかわらず、以前の受給者証番号で請求される例がある)</li><li>・支給決定のサービス種類、支給量、有効期間の確認 (契約支給量やサービス提供量の総量が決定支給量を超えた請求がある、また有効期間を過ぎた例もみられる)</li></ul>

No	事項	内容
2	介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出との整合性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出</li> <li>・届出事項との不一致など、よく見られる請求誤り</li> <li>・事業所台帳情報の参照方法</li> </ul>
3	利用者負担上限額管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担上限額管理の必要性と対象者</li> <li>・利用者負担上限額管理者の決定と確認</li> <li>・利用者負担上限額管理に関してよく見られる請求誤りと注意点</li> </ul>
4	決定支給量について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供量(明細情報)と決定支給量の比較・確認</li> <li>・複数事業所が同一サービスを提供している場合における、契約情報(契約支給量)の確認(受給者証への記載)</li> <li>・支給量超過の請求例</li> </ul>
5	過誤申立について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤処理の概要(過誤申立を行うケース)</li> <li>・過誤申立の方法 (支払済みの請求を取下げないまま、再請求すると重複エラーとなり返戻される)</li> <li>・過誤調整による実績の取下げと再請求のタイミング</li> </ul>
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他よく見られる請求誤りの例と請求情報作成の注意点</li> </ul>

## 福岡市の指定障がい児通所支援等事業者等指導監査について

### 1 指導及び監査の目的

法令等で定める最低基準及び指定基準（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、サービス内容の質の確保及び障がい児通所給付費等の適正化を図り、児童福祉及び障がい福祉の増進に寄与することを目的としています。

### 2 指導について

#### (1) 指導の方針

指導は、指定障がい児通所支援等事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び障がい児支援給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底させるとともに改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施しています。

#### (2) 指導形態等

##### ア 集団指導

必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集まっていただき、講習等の方法により行います。

##### イ 実地指導

- ・事業所において、関係書類等を閲覧するほか、関係者との面談方式で行います。
- ・実地指導の対象となる事業所は別途選定し、あらかじめ通知します。ただし、必要と認められる場合は、指導の開始時に文書を交付することによって行うことがあります。
- ・改善を要する事項については、当日口頭で指摘し、後日文書により通知します。
- ・文書により改善を指摘した場合は、原則として結果通知後30日以内に、改善報告書等の提出を求めます。

##### ウ 抜き打ちによる立ち入り調査

- ・平成28年12月、指定取消処分を行ったことを受け、再発防止を図るため、抜き打ちによる立ち入り調査を行います。調査の結果、改善を要する事項については、当日口頭で指摘し、後日文書により通知します。
- ・文書により改善を指摘した場合は、原則として結果通知後30日以内に、改善報告書等の提出を求めます。

#### (3) 実地指導後の措置等

- ・改善が不十分な場合は、必要に応じて再度実地指導等を行います。
- ・監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行います。
- ・サービスの内容又は障がい児支援給付費等の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、自主返還等を行うよう指導します。

### 3 監査について

#### (1) 監査の方針

監査は、サービス内容や障がい児支援給付費等の請求について、不当や不正が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼に行います。

#### (2) 監査実施方法等

- ・必要と認められる場合は、書面調査や利用者からの聞き取り等事前調査を行います。
- ・監査は通知を交付した上で、次の方法で行います。
  - ①事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じる。
  - ②出頭を求めて関係者に対して質問する。
  - ③事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

#### (3) 監査後の措置

##### ア 行政上の措置

##### ①取消等処分

事業者が指定の取消等処分に該当すると認められる場合には、聴聞又は弁明の機会を付与した上で、指定の取消し、または期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止します。

##### ②勧告

従業者の知識や技能、人員について基準に適合していない場合や、設備及び運営に関する基準に従って適正な障がい児通所支援事業等を運営していないと認められる場合には、事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告します。これに従わなかった場合は、その旨を公表します。

##### ③命令

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を取らなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じます。

##### イ 経済上の措置

サービス内容又は障がい児支援給付費等の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合は、市は支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができます。

##### ウ 行政上の措置の公表等

命令又は取消等処分を行ったときは、その旨を公示するとともに、当該事業者の事業活動区域に所在する区市町村に通知します。



#### 4 遵守すべき主な基準等

##### 【障がい児通所支援】

###### 基準条例

・福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第54号）

###### 解釈通知

・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年厚生労働省通知障発0330第12号）

###### 報酬告示

・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

###### 留意事項通知

・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年厚生労働省通知障発0330第16号）

##### 【障がい児入所施設】

###### 基準条例

・福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第55号）

###### 解釈通知

・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年厚生労働省通知障発0330第13号）

###### 報酬告示

・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）

###### 留意事項通知

・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年厚生労働省通知障発0330第16号）

##### 【障がい児相談支援】

###### 基準省令

・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

###### 解釈通知

・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員、運営に関する基準について（平成24年厚生労働省通知障発0330第23号）

###### 報酬告示

・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚

生労働省告示第126号)

留意事項通知

・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年厚生労働省通知障発0330第16号）